放送コンテンツ(アニメ含む)の適正な製作取引の推進に関する取組状況

令 和 元 年 1 2 月 1 2 日 総 務 省 経 済 産 業 省 改訂ガイドラインの遵守徹底による製作取引適正化を推進するため、取引実態のヒアリングを実施中。 その中では、書面の交付が行われていない場合がある等、ガイドラインの遵守が一部徹底されてい ないことによる問題点が明らかになりつつある。

取引実態に関するヒアリングの実施

ガイドライン改訂後の取引実態(下請法上の書面交付や取引内容の協議の状況等)に関するヒアリングを実施中

名古屋、札幌: 番組製作会社(計10社)のヒアリング (11月中旬に下請Gメンと共同で実施)

放送事業者(計10社)のヒアリング (11月下旬に公取委及び中企庁と共同で実施)

東京: 番組製作会社(7社)、アニメ制作会社・クリエイター(計29者)のヒアリング

(11月中旬から公取委及び中企庁と連携して順次実施中)「カッコ内は12月12日時点]

ヒアリングの中で明らかになりつつある問題点

- ▶ 書面の交付について、一部の放送事業者等で交付されていない事例が見られた。
- ▶ 取引価格の決定について、事前に十分な協議が行われるかに関して一部認識の差が見られた。
- ▶ 著作権の帰属について、放送事業者と番組製作会社で一部認識の差が見られた。
- ▶ やり直しについて、一部の放送事業者が追加費用を負担していない事例が見られた。
- ▶ 製作会社の二次請となる下請取引の方に問題が多いとする製作会社が存在した。
- ▶ 製作委員会(発注者)が予算や作業量に見合った工程管理を考えておらず、クリエイターにしわ寄せが寄っているという意見があった。

ヒアリング等を踏まえて、①放送事業者に対する指導等、②放送事業者と番組製作会社等の意見の ギャップを埋めるための取組み、③ガイドラインの改訂に向けた検討、等を進める。

放送事業者に対する指導等

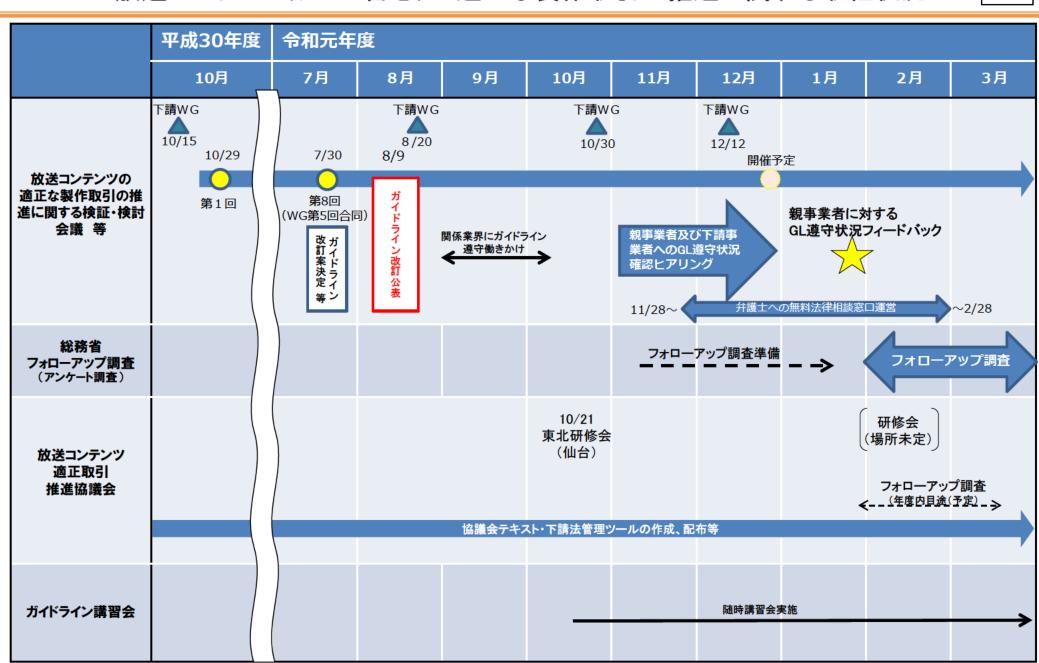
- 1. 放送事業者等の調査時に発覚した問題点について 放送事業者等のヒアリング時に発注書の不備や協議手法に関する<u>問題点が発覚した場合</u>は、<u>下請中小企業振興法第4条に基づく指導及びフォローアップを行う</u>。
- 2. 製作会社等へのヒアリング時に申告された問題点について 放送事業者の調査では問題がなかったが、製作会社等のヒアリング時に<u>特定の放送事業者に関する問題点</u> <u>を申告された場合</u>は、当該対象地域の放送事業者に対して<u>追加調査を行う</u>。
- 3. アニメ制作会社及びクリエイターへの対応について 事前の契約書面の交付のほか、スケジュール管理が製作委員会の責務であることも踏まえ、<u>受注時に製作委員会と十分協議をした上で予算やクリエイターの作業量に見合った工程管理をするよう、業界団体を通じて制作会社に指導・助言</u>を行う。(同法第4条)

フォローアップ調査(アンケート調査)での対応

放送事業者と番組製作会社等の意見のギャップについて、どのような分野・発注形態の番組に問題が存在するかを令和 2年2月に実施する受発注者双方に対するガイドライン遵守状況に関するアンケート調査により特定し、放送事業者と番 組製作会社等の認識の一致を図るとともに、重点課題について改善割合の指標化を図り、定期的に改善状況を把握する。

ガイドライン改訂に向けた検討

「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」において、ヒアリング等で明らかとなった問題点及び上記の追加調査や指導・助言も踏まえ、年明け早々に著作権の帰属や製作会社間の取引適正化の推進等に関する議論に着手し、同年夏までに「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」等の変更・追加内容を確定し、同ガイドライン等の改訂を通じて、これらの規範化を図る。



[※] 令和元年12月以降については、現時点での予定を記載したもの。

○ 契約書・発注書の交付

- ▶ 書面の必要性は全ての放送事業者が認識している一方で、一部の放送事業者については、下請法の対象如何に関わらず書面を交付する取組が見られた。
- ▶ 発注書を交付したら、社内で発注状況を登録し、下請代金の支払いまで進捗を管理している放送事業者が多い。
- ▶ 他方で、製作会社のヒアリングでは、一部の放送事業者について書面が交付されていない事例が見られた。

○取引価格の決定

- ▶ そもそも放送時間帯等により定まる予算の上限やレギュラー番組であればこれまでの額をベースとして、放送事業者と製作会 社の協議が行われることから、事前に十分な協議が行われるかについては一部認識の差が見られた。
- ▶ 悪質な買い叩きの事例は確認されていない。

○ 著作権の帰属

- ▶ 情報番組の1コーナー等については、契約書により放送事業者に著作権が帰属することがほとんど。東京の大手製作会社がパッケージとして納品するドラマ(いわゆる「完パケ」)については、大手製作会社に著作権が帰属している。
- ▶ 著作権の帰属について、何を完パケと見なすか等、放送事業者と製作会社で一部認識の差が見られた。
- ▶ 中小製作会社には、管理業務の負担から著作権の帰属は望まない社も存在した。
- ➤ 二次利用自体は低調だが、ほとんどの場合、窓口業務は放送事業者が担当している。

〇 取引内容の変更及びやり直し

- ▶ 字幕やテロップの誤字など、番組製作会社に帰責する誤りの場合は、放送事業者は費用を負担せずやり直しを求めている。
- ▶ 製作会社のヒアリングでは、一部の放送事業者について追加費用が負担されていない事例が見られた。

○その他

- 放送事業者との直接の下請取引よりも、製作会社の二次請となる下請取引の方に問題が多いとする製作会社が存在した。
- ▶ 取引内容に関する抜き打ち調査を社内の下請法担当部署が実施する放送事業者も存在した。

○ 契約書・発注書の交付

- ▶ 商取引に関する知識が十分でなく、契約書面(発注書等)の記載内容で判断に迷うケースが多いとの意見があった。【原画】
- 契約書面(発注書等)が、事前に交付されていないケースがあるとの意見があった。【原画】

○取引価格の決定

▶ 業界の相場感を基に価格を提示している。発注者からの製作予算が決まっているため、上げることが難しいとの意見があった。 【アニメ制作会社】

〇 著作権の帰属

- ▶ 著作権は著作権法上、製作委員会に帰属すると考えている。【制作会社、クリエイター】
- ▶ 二次利用料は、著作権者である製作委員会の構成員へ配分されていることが多く、クリエイターへの配分はほぼないケースが 多い。【絵コンテ、原画】

〇 取引内容の変更及びやり直し

- ▶ 発注者(製作委員会の構成員)が要請するリテイクの費用が、制作会社の負担となるケースもあるとの声があった。【制作会社】
- ▶ リテイクが行われるときの対価は、クリエイターももらえるケースはあるものの交渉次第という声があった。【原画】

〇 スケジュール管理

- ▶ 製作委員会の幹事会社のプロデューサー等が全体の作業量とスケジュールのバランスを考えず制作に入るため、作業量に見合った工程管理ができていないという意見があった。【作画監督、演出】
- ▶ 作品数が増えている一方で、クリエイターが不足している現状もあり、必要な水準に達していないカットの納品が増えたことにより修正作業が増え、スケジュール遅延につながっているとの意見があった。【制作会社、監督、作画監督】
- ▶ スケジュールのひっ迫により、本人に修正内容をフィードバックする余裕がなく、人材育成に結びつかない状況にあるとの声があった。【監督、作画監督】

無料法律相談窓口の開設

日本弁護士連合会の協力を得て、放送事業者と番組製作会社等の間などにおける製作取引に関する個別具体的な問題について、取引当事者が弁護士に無料で法律相談できる窓口を開設した。

https://hosocontents-tekitori.go.jp/ (開設期間:令和元年11月28日~令和2年2月28日)

ガイドライン講習会の開催

制作現場担当者等への浸透・普及のため、ガイドライン講習会(中企庁共催)を順次開催中

- ·放送事業者/番組製作会社向け講習会:仙台(2/12)、東京(10/16,10/29)、大阪(11/13,11/27)、名古屋(11/21)、金沢(12/10)、 広島(12/13)、松山(12/9)、福岡(2/5)、熊本(12/4)
- 制作会社/アニメーター向け講習会:東京(10/1,10/2,11/24)

(実施済又は開催日決定済のもののみ記載)